

改正

昭和60年3月27日条例第6号

昭和61年3月27日条例第15号

昭和62年3月14日条例第5号

平成元年3月28日条例第5号

平成2年3月28日条例第21号

平成3年3月15日条例第6号

平成4年3月27日条例第7号

平成5年3月29日条例第5号

平成7年3月13日条例第4号

平成9年3月27日条例第4号

平成10年3月27日条例第9号

平成13年3月28日条例第8号

平成16年3月26日条例第7号

平成17年6月13日条例第58号

平成18年9月28日条例第53号

平成19年3月16日条例第9号

平成29年3月23日条例第7号

兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 次代の農業を担い、地域における農業の振興等に指導的役割を果たすことができる者を養成し、地域農業の指導者を育成するため、兵庫県立農業大学校（以下「大学校」という。）を置く。

(位置)

第2条 大学校の位置は、加西市常吉町とする。

(業務)

第3条 大学校は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 次代の農業を担い、地域における農業の振興等に指導的役割を果たすことができる者を養成

するための教育を行うこと。

(2) 地域農業の指導者を育成するための研修を行うこと。

(3) 農業に関する研修等のために施設を利用させること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の目的を達成するために必要な業務

(修業年限)

第4条 前条第1号に規定する教育（以下「養成教育」という。）に係る大学校の修業年限は、2年とする。

(入学資格及び入学等の許可)

第5条 養成教育を受けるため大学校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は大学校の長（以下「大学校長」という。）がこれと同等以上の学力があると認めた者で25歳未満のものとする。

2 養成教育を受けるため大学校に入学しようとする者は、大学校長の許可を受けなければならない。

3 別表に掲げる大学校の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(授業料等の徴収等)

第6条 県は、大学校に入学した者から授業料を、前条第2項の許可を受けた者から入学料を、大学校の入学試験を受けようとする者から入学考査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額 9,900円

(2) 入学料 5,650円

(3) 入学考査料 2,200円

(使用料の納付)

第7条 第5条第3項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(授業料等及び使用料の不還付)

第8条 既に納めた授業料等及び使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(授業料等及び使用料の免除)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等及び使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入学等の許可の取消し)

第10条 知事又は大学校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項又は第

3 項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第5条第2項又は第3項の許可を受けたとき。

(2) 大学校の設置の目的又は第5条第2項若しくは第3項の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に大学校の施設を利用し、又は利用しようとするとき。

(3) 大学校の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 大学校の管理者の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第11条 大学校の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例に基づく農業技術指導者養成課程及び自営農業者養成課程は、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前項の規定により、なお存続することとされる旧条例に基づく農業技術指導者養成課程にこの条例の施行の際現に在学している者の授業料の額は、旧条例に定める額とする。

5 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた許可その他の処分又は届出その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続きとみなす。

附 則（昭和60年3月27日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和61年3月27日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料の額については、改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月14日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 施行日前に第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月28日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に(中略)兵庫県立農業大学校に在学している者(中略)の授業料(中略)の額については、(中略)改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成2年3月28日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成2年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考査料及び入学料の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月15日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

附 則（平成 4 年 3 月 27 日 条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 3 施行日前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第 3 条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第 7 条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第 8 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第 11 条の規定による改正後の兵庫県立職業訓練校の設置及び運営に関する条例、第 12 条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第 13 条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 29 日 条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 施行日前に第 5 条から第 10 条まで、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで及び第 21 条から第 33 条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第 5 条から第 10 条まで、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで及び第 21 条から第 33 条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定（中略）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 13 日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立大学（附属幼稚園を含む。以下同じ。）、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護

専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者（兵庫県立大学の科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。）の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては受講料、兵庫県立大学附属幼稚園にあつては保育料。以下同じ。）の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第2条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第3条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第4条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）、第5条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第6条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第7条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

4 平成7年度に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に入学しようとする者の入学考査料の額並びに同年度に兵庫県立大学に入学しようとする者の入学考査料及び入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例及び改正後の総合衛生学院条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成10年3月27日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額については、（中略）第10条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立介護福祉高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額については、（中略）第10条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月26日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額については、第8条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第10条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の厚生専門学院条例」という。）、第11条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第23条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第24条の規定

による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第25条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第46条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則（平成17年6月13日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に在学している者並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）の額については、第5条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第7条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第9条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第10条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第11条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第23条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月23日 条例第 7 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条、第 7 条関係）

区分	使用料						備考
	供用開始時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から供用終了時刻まで	供用開始時刻から17時まで	13時から供用終了時刻まで	供用開始時刻から供用終了時刻まで	
大研修室	円 1,800	円 2,100	円 2,100	円 3,900	円 4,200	円 6,000	「1泊」とは、17時から翌日の9時までの利用をいう。
中研修室	1,100	1,200	1,200	2,300	2,400	3,500	
小研修室	600	600	600	1,200	1,200	1,800	
視聴覚室	1,900	2,300	2,300	4,200	4,600	6,500	
情報処理研修室	1,400	1,500	1,500	2,900	3,000	4,400	
生活実習室	900	900	900	1,800	1,800	2,700	
宿泊室	1人1泊につき 1,500円						